

海王デイサービス

(指定通所介護)

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定をうけています。
(富山県指定 第 1671100814 号)

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護状態と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

事業者名称 : 社会福祉法人 海友会
所在地 : 〒934-0023 富山県射水市海王町25番地
法人種別 : 社会福祉法人
代表者 : 矢野 博明
電話番号 : 0766-83-7667

2. 事業所の概要

(1) 事業の種類 指定通所介護 令和2年10月1日指定
(富山県 第 1671100814 号)

(2) 事業所の目的

利用者に対し、体力と機能の維持改善を図って、可能な限りADLの自立や要介護の重度化予防を図ることを第一の目的とし、通所サービスとして残存機能を最大限に利用したケアを提供いたします。

(3) 事業所の名称 : 海王デイサービス

(4) 事業所の所在地 : 〒934-0023 富山県射水市海王町25番地

(5) 電 話 : TEL 0766-83-7111 FAX 0766-83-7122

(6) 管 理 者 : 塩谷 麻江

(7) 当事業所の運営方針

通所介護の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療福祉サービス事業所、関係する居宅介護支援事業者との連携を密にし、協力と理解の基に適切な運営をはかるものとする。

(8) 通常の事業の定員及び実施地域

海王デイサービスの定員は50名とする。

海王デイサービスの実施地域は、次の通りとする。

射水市の旧新湊市全域 高岡市上牧野・下牧野・中曾根・姫野・金屋地区

(9) 営業日及び営業時間

営業日 日曜日から土曜日 (年末年始 12月30日～1月3日は休みます)

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(10) 当事業所は第三者評価は実施しておりません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(職員の配置状況)

生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	必要数

4. 提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス

- サービス内容
- 利用者の送迎（希望者）
 - 健康チェック
 - 入浴サービス（希望者）
 - 給食サービス（常食・治療食）
 - 集団体操、リハビリ機器を用いた運動
 - 身体介護
 - 年間、季節行事
 - ゲーム、レクリエーション

※ サービスの提供は懇切丁寧に行い、分り易く説明いたします。不明な点があればいつでも職員に質問してください。

(2) 利用料金

指定通所介護サービス費（一回あたり）利用者負担は下記の1割、2割、又は3割となります。限度額を超えて利用される場合は全額自己負担となります。

海王デイサービス（通常規模）

要介護度	料 金				
	7時間以上 8時間未満	6時間以上 7時間未満	5時間以上 6時間未満	4時間以上 5時間未満	3時間以上 4時間未満
要介護1	6,580	5,840	5,700	3,880	3,700
要介護2	7,770	6,890	6,730	4,440	4,230
要介護3	9,000	7,960	7,770	5,020	4,790
要介護4	10,230	9,010	8,800	5,600	5,330
要介護5	11,480	10,080	9,840	6,170	5,880

※入浴加算（I）：400円（実施した場合のみ加算）

※通所介護同一建物減算：-940円

※通所介護送迎減算：-470円（片道）

※サービス提供体制強化加算II：180円

※2時間以上3時間未満の利用については利用対象者が限定されます。

※介護職員等処遇改善加算Iとして所定単位数の9.2%を加算させていただきます。

その他の利用料（全額利用者負担）

※食費：昼食 800円（おやつ代含む）

※オムツ代：実費負担していただきます。（別紙参照）

※その他利用者の全額負担が適当と認められるもの。

※口座引き落とし手数料110円、郵送を希望される場合の郵送代は利用者負担とさせていただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口（担当者）海王デイサービス 管理者 塩谷 麻江

（苦情は面接、電話、書面等により隨時受け付けます。）

TEL 0766-83-7111 FAX 0766-83-7122

② 法人苦情解決責任者 理事長 矢野 博明

TEL 0766-82-5150 FAX 0766-82-5110

(2) 行政機関その他苦情受付機関

射水市 介護保険課	富山県射水市新開発410番地1 TEL 0766-51-6627
高岡市 高齢介護課	富山県高岡市広小路7番50号 TEL 0766-20-1375
富山県 国民健康保険団体連合会	富山県富山市下野字豆田995番地の3 TEL 076-431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	富山県富山市安住町5番地の21 TEL 076-432-3280

6. 緊急時の対応について

- (1) ①事故発生（発見）緊急搬送の要請など、生命身体の安全を最優先に対応します。
②その時点で明らかになっている範囲の事故状況を速やかに家族、市町村保険者へ連絡いたします。
③病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
※当事業所の協力医療機関には、矢野医院があります。なお、健康状態の確認については矢野医院の看護職員と連携して対応しております。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事業者の責めに帰するべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償するものとします。

7. 利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いと秘密保持について

他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ます。正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとします。退職後においても同様とします。

8. 高齢者虐待防止・身体拘束等の適正化について

- (1) 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（3月に1回）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

令和 年 月 日

通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 富山県射水市海王町25番地
社会福祉法人 海友会
理事長 矢野 博明

説明者 富山県射水市海王町25番地
海王デイサービス

氏名 _____ 印

説明内容の了承とサービス利用申し込み

通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をうけサービスの開始を希望いたします。

令和 年 月 日

利用者（契約者）

（〒 - ）

住 所 _____

氏名 _____

印

電 話 _____

利用者（契約者）の家族等署名代理者

（〒 - ）

住 所 _____

氏名 _____

印

電 話 _____

利用者との関係 _____